

引き下げアカン！大阪の会通信

生活保護基準引き下げ
違憲訴訟を支える大阪の会
TEL 06-6697-9144
FAX 06-6697-9059
✉ seiho.ikensasaeru.osk@
gmail.com

熊本地裁で勝訴 専門家の意見を聞かないのは違法

引き下げアカン大阪の会総会で、小久保哲郎弁護士が熊本地裁判決と厚生労働省要請について報告しました。

5月25日に熊本地裁判決があり、翌26日に厚生労働省に控訴するなど要請に行ってきました。熊本弁護団の阿部弁護士に判決の感想をきいたところ、「裁判官の訴訟指揮は必ずしもいい印象ではなかったため良い判決が出たことに驚いた」とのこと。熊本は全国弁護団で議論した主張を柱に裁判を進めてきて勝訴しました。これは、同じような判決が各地域で勝ち取れることを示していると思います。

大阪地裁判決より踏み込んだ

熊本地裁判決の大阪地裁判決との違いは、より踏み込んだ判断をしたということです。高齢加算最高裁判決の「統計等の客観的数値等との合理的な関連性や専門的知見との整合性の有無」について判断するという基準のうち、大阪地裁は前者の「統計との合理的関連性」について、デフレ調整の数字がおかしいという一点突破で切り込んだのに対

し、熊本地裁はどちらかという後者の「専門的知見との整合性」に焦点を当て、生活保護基準部会という専門家の委員会があるのに、その意見を聞かずにデフレ調整やゆがみ調整の影響を2分の1としたことを違法としました。負けた他地裁ではすべて「基準部会での検討を踏まえないといけないという法律はないから、意見は聞かなくてもいい」という理屈で負けていますが、熊本地裁は専門家の委員会を無視してはいけないという判断でした。これは、今後判決の出る他地裁への影響も大きいと思われます。

厚 労 省 に 要 請

厚労省要請では、熊本地裁判決を踏まえて、「基準部会の意見を聞くことが大事」と迫りました。厚労省は、「基準部会には現状の基準が妥当かどうかの検討をしてもらい、厚労大臣として適切に判断する」という回答で、反省の色が



見えませんでした。現在、来年の春からの基準改定が議論されており、級地の見直しが俎上に上がっています。現状の級地の区分を減らすことで、特に都市部で基準が下がることが危惧されています。級地の見直しについては、基準部会で2回しか議論されていない上に、異論もたくさん出されたため、「6区分の必要があるとは言えない」という点だけを取りまとめて、あとは厚労大臣の裁量というブラックボックスに入ってしまったままです。いままでに負けた判決が「基準部会の意見は聞かなくていい」としたことに悪ノリしたともみえますが、ここでも熊本地裁判決は大きな意味を持っています。

熊本地裁判決が今後の基準改定にも影響をあたえるのは間違いありません。

引き下げアカン大阪の会第8回総会 原告・支援者の発言

熊本地裁判決に勇気もらった



原告代表 小寺アイ子さん

私たち原告を力強く支えていただいているみなさんに心からお礼を申し上げます。裁判のたびに、弁護団の弁論に励まされています。

「熊本勝ったよ」と知らせをもらい涙が止まりませんでした。昨年の大阪の勝利が頭に浮かんできました。大阪の勝利が全国を励ましたように、熊本の勝利がさらに全国を勇気づけることになると思います。私も、年々病気の方も

思わしくなく大変です。裁判をたたかうなかで、大阪でも病気が悪化されて、参加できなくなったり方もたくさんいます。私はそうした方にも喜んでもらえるように、大阪高裁のたたかいをもっとつと大きくしていきたいと思っています。そのためにも、何時までも元気で、こうしてみなさんの前でお話できるようにしたいと思っています。



原告代表 山内一茂さん

今日の藤井克徳さんの記念講演はすごく良かった

たです。涙ができました。コロナ禍でみなさんと顔を合わせることができず、私自身も思うように外に出られない中で、苦しい思いをしてきました。でも、今日こうやって会えたことを力に大阪高裁のたたかいをがんばろうという勇気もらいました。熊本地裁の勝利は追い風になると思います。

精神保健福祉士協会

柏木一恵さん

私たちは3つの裁判の応援をしています。1つはこの生活保護基準引き下げ違憲訴訟、もう1つは優生保護法訴訟、もう1つは精神医療の国を訴える裁判。いずれにも共

通するのは、人間の尊厳をかけたたたかいということ。みなさんの活動の様子を伝えると、同じように国賠でたたかっている仲間、当事者の方の声を取り入れながら活動することがとても重要だと感じたと言います。みなさんの運動に励まされている人がたくさんいます。引き続き共に頑張りましょう。

阪南地域支える会

小林十三夫さん

阪南地域の支える会は、毎月、世話人・事務局合同会議を開き、原告夫妻も参加しています。会議では、期日に参加した事務局を講師に、たとえばいいながらも原告準備書面の学習をしています。期日の1ヶ月前に会のニュースを発行し、24号までになりました。街頭

大阪高裁第5回期日

▶7月13日(水)

午後1:20 淀屋橋駅頭宣伝

午後3:00 第5回期日

※期日終了後、中央公会堂(中之島)大会議室にて報告集会。

での宣伝行動にも足を踏み出しました。4月に南海本線岸和田駅前最初で最初の宣伝を行い、「最低賃金の宣伝を行い、最低賃金や住民税非課税基準などに連動する基準であることが伝わるように、目立つ看板を作ったらどうか」など工夫をしています。引き続き各地の経験に学びながら活動を進めたいと思います。

原告・支援者の方々から

「寄稿を募集します」

裁判について思っていることや、生活の不安などテーマは何でもOKです。みなさんのお声をお寄せください。原告・支援者の声として掲載します。